



図 6 実施上の問題点・課題

大会企画公開シンポジウム

「何が児童虐待の早期発見・対応を困難にしているのか」

企画・司会	加藤和生	九州大学大学院
シンポジスト	笠原正洋	中村学園大学
	藤川貞敏	福岡大学
	安部計彦	西南学院大学
	才村 純	日本子ども家庭総合研究所
	井上登生	井上小児科医院
指定討論者		

企画趣旨 九州大学大学院 加藤和生

児童虐待の早期発見と対策システムの構築が今日強く求められるようになってきている。実際、児童虐待防止法の施行以来、児童相談所への通報件数は、年々増加の一途をたどっている。だが、果たして、何らかの対応や介入に必要な虐待被害児は、適切に発見され、適切な対応(関連機関への通告・処遇など)がなされているのであろうか。現実には、発見・対応のプロセスに関わる異なった機関や職員、あるいは機関間の連携や制度のあり方に内在する諸問題のために、多くの被虐待児が潜在化し放置されるままになってはいないだろうか。もしそうであるなら、ここでもう一歩つっこんだ問題提起とそれへの取り組みが必要であろう。すなわち、それぞれの機関には、どういった問題が存在するのか。何が上手く機能していないのか。それぞれの機関ではどのようなニーズがあり、どのような改善がなされないといけないのか。そのためには何が必要なのか。また機関間の連携はそれぞれの立場でどのように考え、現実はどういった問題があるのか。改善をしていくためには、何が必要なのか。現在の虐待防止のための制度は、どうあるべきなのか。

児童虐待の問題は、このような非常に複雑かつ多岐にわたる諸問題が絡み合った中から発生しており、これへの対応には組織・機関や学問領域を超えた実践家(一般市民も含め)と研究者の共同作業が不可欠となる。

今回の大会企画シンポジウムでは、これらの問題を異なった立場から論じて頂き、それぞれの立場での問題を率直にあげてもらい、整理する。それと同時に、互いにその現状を共有する中で、どのようにすればより実行力のある対応システムの枠組みを構築できるのかを考えていきたい。

1. 保育現場の視点から 中村学園大学 笠原正洋

2002年度、2004年度にわれわれが行った調査によれば、保育園には、顕在群(虐待を受けた子どもで見守りを委託された被虐待の子どもや被虐待の疑いのもとに専門機関に通告された子ども)が0.24~0.27%、潜在群(被虐待を疑われながら未通告の子ども)が0.48~0.49%、そして潜在ハイリスク群(保育者には被虐待の疑いが少なくチェックリスト評定や事例概要から被虐待の可能性が高い子ども)が0.36~0.66%在籍していることがわかった。保育士には虐待を受けた子どもや家族を専門機関に連絡・相談する義務がある。しかし、この義務の遂行にあたって、保育士は多くの問題と悩みを抱えながら対応している現状がある。このシンポジウムでは、保育士が抱える問題や悩みを、被虐待児への対応プロセスにそって整理し、その問題の原因について報告する。そして、保育士に対してどのような支援が必要か考えていきたい。

2. 小児医療現場の視点から:小児医療における虐待の初期対応はなぜ不十分なのか

福岡大学医学部小児科 藤川貞敏

小児医療における虐待の発見・通告・連携といった初期対応技術は、ここ数年で向上してきたものの、いまだ不十分である。この原因を演者は下記のように考えている。当日はこのような実情に加え、対策として考えられることについて述べる。

A. 医療者の問題

①虐待に関する意識の問題

虐待に関心は持っていても「関わりたくない」と考える医師が多い。

②病理への巻き込まれ

大部分の医療者は、精神病理に対応するためのトレーニングを受けていない。

③医療者の不全感

虐待事例はなかなか改善をみないため医療者が不全感に陥る。

B. 医療システムの問題

①専門性・医療における紹介システムの問題

医療では通常、より専門性の高い機関に患者を紹介するが、これが機能しにくい。

②連携の不得手さ

医療は通常、医療のみで完結するシステムである。

③開業医が対応することの困難さ

虐待事例に対応しても収入に結びつかない。また、開業小児科医が虐待事例に対応する時間を確保することは困難である。

3. 児童相談所の視点から 西南学院大学 安部計彦

児童虐待と通告されたり児童相談所が虐待と捉えた事例に対する初期対応は、全国的にもかなり迅速になっており、事実確認と危険度・緊急度の判断を早急に行う必要があるという認識は浸透している。

しかし現在初期対応が不十分であるとすれば、一つはかなり改善されたとはいえ、欧米と比べて圧倒的に少ない児童相談所の職員体制である。もう一つは、いまだに専門職の配置が十分でなく、適切なソーシャルワークが行われていないためである。

また早期発見に関しては、児童虐待への理解が社会的に深まったため、深刻な事例は早期に通告されるようになったが、地域の関係機関が支援を行いながら虐待という認識がないため児童相談所等に通告がなかったり、通告後の児童相談所等の動き方に対して不安を覚え、通告をためらう状況は続いている。また市町村との役割分担を含め、機関連携も大きな課題である。

4. 行政・研究者の視点から：児童虐待防止制度の課題と方向性

日本子ども家庭総合研究所 才村 純

(1) 機関における課題

「福祉は人なり」といわれるように、どんなにいい制度が用意されても、これを運用するのは人間である。福祉における人材の重要性を強調したい。しかし、現実には意外と人材について議論されることはなく、人的資源は質量ともに大きな問題を抱えている。

慢性的な時間外勤務、加えて保護者との熾烈な対立関係、社会の痛烈な批判に今児童相談所職員は疲弊している。また、異動サイクルの短い一般事務職が児童福祉司等に任用されるなど専門性も高いとは言えない。児童福祉施設においても被虐待児童等の入所の急増に伴い、「施設崩壊」が現実のものとなりつつある。

(2) 機関連携における課題

今回の法改正で「要保護児童対策地域協議会」として法定化されるなど、関係機関の連携基盤であるネットワークの重要性が叫ばれているが、運営のあり方についての戸惑いが大きく、ネットワークそのものが形骸化しているところもある。

(3) 家族再統合における課題

28条措置における入所期間の更新制度の導入等に伴い、児童相談所等には家族再統合に向けた援助が強く求められているが、児童相談所には余力がない、援助技法が確立されていない、保護者が援助を受けることを後押しする制度が脆弱であるなど、多くの課題を孕んでいる。

シンポジウムでは、これらの課題に対する解決方向について、最近の研究知見を踏まえながら提言したい。